

将来の年金給付水準はどうなるか

— 2009年財政検証結果から —

2009年2月に発表された年金財政検証結果によると、厚生年金の標準的な年金の給付水準は、基本ケースで将来にわたり現役世代の平均手取り賃金の50%を確保できる見通しとなった。しかし、出生率や経済前提が基本ケースより低くなれば、将来の給付水準はさらに低下する可能性がある。

2009年2月23日に開催された社会保障審議会年金部会では、「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し」（2009年財政検証結果）が発表された。これによると、夫が20歳から60歳になるまでの40年間会社員（男性平均賃金）で、妻が同専業主婦という厚生年金の標準世帯（以下、標準世帯）の年金受給開始時の年金給付水準は、将来にわたって、現役世代の平均手取り賃金の「50%」を確保できる見通しとなった。ただし、この所得代替率「50%」を確保できるのは出生率や経済の前提が一定以上の水準を維持できた場合であり、前提が変われば給付水準も変化する。

以下では、2009年の年金財政検証結果から将来の年金給付水準を確認する。

給付水準は「基本ケース」で現在比2割抑制

公的年金においては、社会・経済情勢の変化に伴う様々な要素を踏まえて、少なくとも5年に一度、財政状況の検証が行われる。前回、2004年に財政再計算が行われているが、今回は、その後に発表された将来人口推計や、長期の経済前提の見通しをもとに、おおむね100年間にわたる年金財政の状況の見通しが行われた。

なお、財政検証の前提には、複数のパターンが設定されている。今回の財政検証では、出生率が高位、中位、低位の3通り、経済前提が高位、中位、低位の3通りで設定されており、標準世帯の年金給付水準（所得代替率）が合計で9通り（3×3）示されている。

公的年金では、標準世帯の年金受給開始時の給付水準は、現役世代の平均手取り賃金の50%以上（所得代替率50%以上）を確保することが定められている。今回の財政検証は、前回の年金財政再計算が行われた2004年時点と比較して、将来の人口見通しや経済環境が下振れしていることから、将来の年金給付水準として「50%」を維持するのは難しいのではないかとの見方もあった。しかし、発表された財政検証結果によると、出生中位・経済中位の「基本ケース」で年金の給付水準（所得代替率）が50.1%と、かろうじて50%を上回る水準となった（図表1）。これは、前回2004年時点と比較して、出生率の見通しが低下した

●図表1 年金給付水準（所得代替率）の見通し

		出生率		
		高位	中位	低位
経済前提	高位	出生高位、経済高位 54.6% (2032年度以降)	出生中位、経済高位 50.7% (2037年度以降)	出生低位、経済高位 47.5% (2040年度以降)
	中位	出生高位、経済中位 53.9% (2033年度以降)	出生中位、経済中位 50.1% (2038年度以降)	出生低位、経済中位 46.9% (2041年度以降)
	低位	出生高位、経済低位 51.5% (2038年度以降)	出生中位、経済低位 47.1% (2043年度以降)	出生低位、経済低位 43.1% (2048年度以降)

(注) 1. いずれも、死亡中位の場合。
2. 所得代替率は50%以上を確保するとされているが、図表中の50%を下回るケースは50%となった以降もマクロ経済スライドの適用を続けて財政を均衡させた場合の数値。
3. 出生中位、経済中位ケースでは、死亡高位の場合52.3%（2035年度以降）、死亡低位の場合47.9%（2041年度以降）。
(資料) 社会保障審議会年金部会資料（2009年2月23日）

ものの、賃金上昇率や運用利回りなどに前回より高い前提が置かれた影響による。

なお、最低のケース（出生低位・経済低位）の所得代替率は43.1%、最高のケース（出生高位・経済高位）の所得代替率は54.6%との結果になった（図表1）。

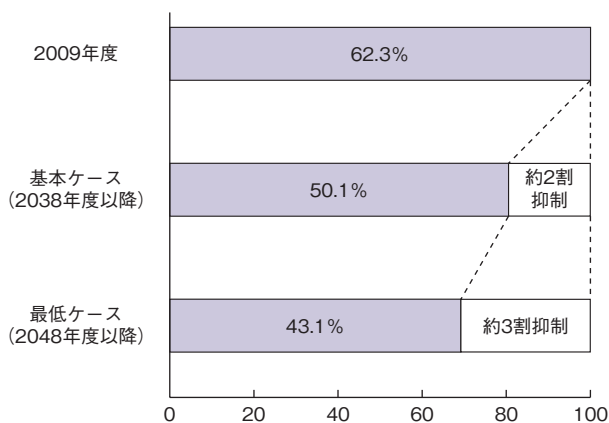
現在の標準世帯の所得代替率は62.3%であることから、基本ケースとしても、2038年度以降は所得代替率でみた給付水準は現在比約2割抑制される。また、九つのケースのうち、最低のケースでは、2048年度以降の所得代替率が43.1%にとどまることから、給付水準は現在比約3割抑制されることになる（図表2）。

将来の年金給付額

次に、年金給付額をみると、2009年度は標準世帯の夫婦の年金額の合計が月額22.3万円である。これに対し、所得代替率が50.1%になる基本ケースでは2038年度に26.3万円（2009年度価格）となる（図表3）。なお、2009年度価格とは、2038年度時点の名目額（35.9万円）を物価の上昇率で現在価値（2009年度価値）に割り戻した額である。

現役世代の手取り賃金は、2009年度の35.8万円から2038年度の52.5万円（2009年度価格）へと46.6%（16.7万円）増加するなかで、年金額は、2009年度の22.3万円から2038年度の26.3万円（2009年度価格）へと17.9%（4万円）の増加にとどまる。

●図表2 年金給付水準は基本ケースで約2割抑制



（注）基本ケースは、出生中位・経済中位、最低ケースは、出生低位・経済低位の場合。
（資料）社会保障審議会年金部会資料（2009年2月23日）によりみずほ総合研究所作成

非常に少ない「標準世帯」

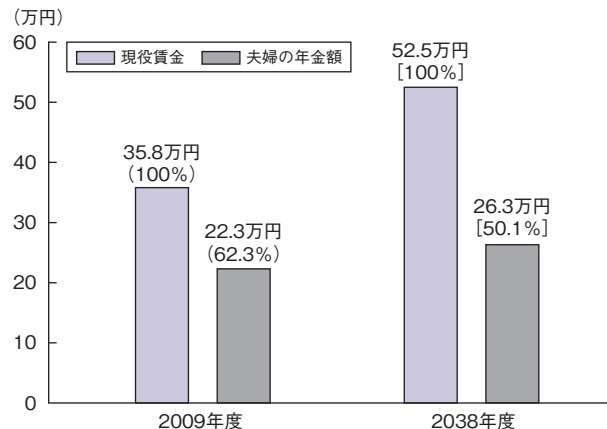
今回の財政検証結果では、基本ケースで所得代替率「50%」以上が確保される見通しとなった。しかし、これは、「標準世帯」に限っての給付水準であり、わが国のほとんどの世帯はこの給付水準になることはないということに、注意が必要だ。

例えば、標準世帯は、「夫が40年間会社員」となっているが、男性でも勤続年数（厚生年金加入期間）が40年に満たない場合は多い。また、妻が20歳から60歳になるまで40年間専業主婦である世帯は非常に少ないとみられる。年金制度上で、夫が会社員や公務員等である「専業主婦」とされる国民年金の第3号被保険者は、2007年3月末時点で1,079万人いるものの、女性の平均初婚年齢は徐々に上がっており2007年時点で28.3歳であること、16歳以上20歳未満の女性の既婚率は同世代の1%未満（2005年）にとどまっていること、2007年の女性の平均勤続年数が8.7年であることなどから考えても、妻が20歳から40年間専業主婦である世帯は非常に少数であるとみてよいだろう。

「標準世帯」以外の給付水準

では、標準世帯以外の世帯の年金給付水準はどうなるのか。

●図表3 標準世帯の年金給付額



（注）1. 現役賃金は、現役世代の平均手取り収入（男子）。年収の12分の1。
2. 年金額は、夫婦の老齢基礎年金＋夫の老齢厚生年金。
3. 2038年度の金額は、2009年度価格。
（資料）社会保障審議会年金部会資料（2009年2月23日）

2009年の財政検証結果の公表資料では、標準世帯のほか、夫婦世帯の合計所得別の年金給付水準が示されているが、単身世帯や、妻の勤続年数が短かった場合の給付水準が分からない。そこで、財政検証結果（標準世帯の給付水準、基本ケース）から、単身世帯と、妻の勤続年数別の夫婦共稼ぎ世帯について2009年度と2038年度の年金給付水準を試算した（図表4）。いずれも、40年間平均的所得（男女別）の会社員だった場合で、夫婦共稼ぎ世帯は、妻の勤続年数を5年、10年、20年、40年間の4通りとした。

2038年度の給付水準を2009年度価格でみると、男性単身世帯は19.3万円（所得代替率36.8%）、女性単身世帯は14.9万円（所得代替率43.8%）となり、所得代替率は、いずれも50%を大きく下回る。一方、夫婦共稼ぎ世帯は、妻の勤続年数（厚生年金加入年数）が長いほどその分年金額が増えるが、所得代替率は低下する。

例えば、夫婦とも平均賃金で40年間厚生年金に加入していれば年金額は34.2万円（所得代替率39.5%）であるが、夫が40年間・妻が5年間厚生年金に加入した場合には年金額が27.3万円（所得代替率48.1%）となる（図表4）。

に高い。しかし、将来の年金給付に対する不安は払拭できないでいるのが現状であろう。年金に対する最大の不安は、急速に少子高齢化が進み、年金制度を支える現役世代が減少し、年金受給者が増加するなかで、将来の年金がどの程度支給されるのかという点である。

こうしたなかで、現在の年金制度が将来にわたり持続可能であることを示すには、まず、適切な範囲の前提を複数設定したうえで将来見通しを示すことが求められる。その上で、その結果を標準世帯に限定することなく、多様な世帯の例を提示することで、自分に近い世帯の年金受給額の見通しを確認できるようにするといった工夫も必要であろう。

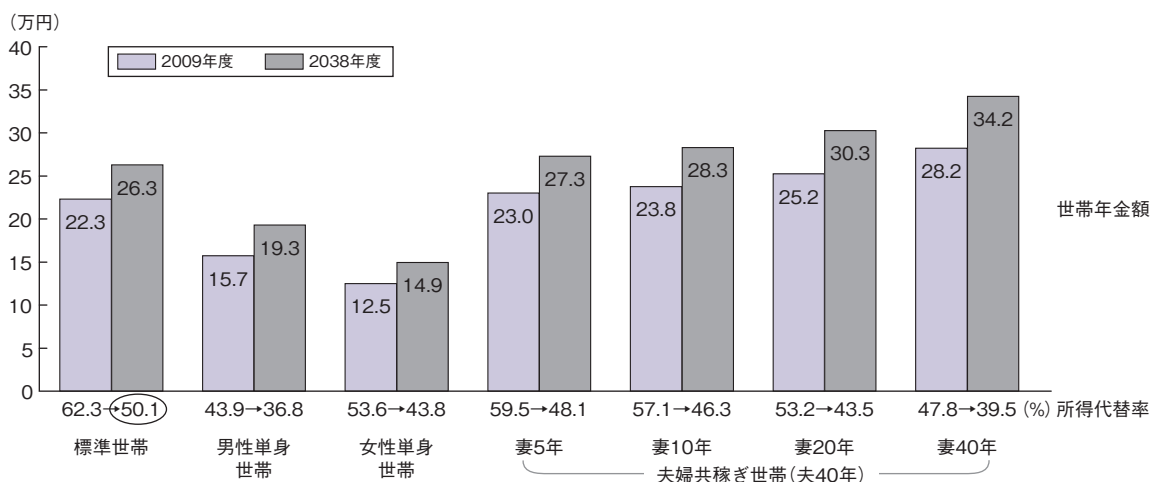
将来の年金給付水準が抑制されることが避けられないなかで、どこまで抑制される可能性があるのか、最低のケースも含めて実感として分かりやすく示されれば、国民としては、自助努力による老後生活の設計が立てやすくなるほか、将来の年金制度について必要以上に悲観することもなくなるであろう。◀

みずほ総合研究所 政策調査部
 上席主任研究員 堀江奈保子
 naoko.horie@mizuho-ri.co.jp

過度な年金不信を払拭するためには

年金に対する国民の関心は、老若男女問わず非常

●図表4 世帯類型別の年金額と所得代替率（2009年度・2038年度）



(注) 1. 標準世帯、男性単身世帯、女性単身世帯は、いずれも男女別の平均賃金で40年間厚生年金に加入していた場合。
 2. 女性の年金額は、2006年度の厚生年金の女性被保険者の標準報酬月額と標準賞与額の平均から試算した。
 3. 2038年度の年金額は、物価で2009年度価値に割り戻した額(2009年度価格)。
 (資料) 社会保障審議会年金部会資料(2009年2月23日)、社会保険庁「2006年度社会保険事業の概況」により、みずほ総合研究所作成